

## ○現場写真、現場写真記録等取扱要領

平成2年3月20日

埼例規第17号・鑑

警察本部長

現場写真、現場写真記録等取扱要領の制定について（例規通達）

この度、現場写真、現場写真記録等の適正な作成及び保管管理を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成2年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないよう  
にされたい。

なお、現場写真の撮影及び現場写真記録取扱要領について（昭和31年鑑発第14号・例規）  
は、廃止する。

別添

## 現場写真、現場写真記録等取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定める現場写真及び現場写真記録の作成、保管等その他現場写真等の集中処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 現場写真の作成

警察職員は、犯罪現場に臨場したときは、次の事項に留意し、現場写真を作成しなければならない。ただし、事件の性質により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。

- (1) 現場写真は、捜査資料及び証拠とするものであるから、撮影目的を明確に把握し、順序よく、迅速に行うこと。
- (2) 捜査主任官の指揮の下、明確な撮影目的をもって冷静沈着な態度で正確に行うこと。
- (3) 現場捜査の進行に従って、ありのままの状態を撮影すること。
- (4) 必要最少限の枚数で最大の効果を発揮するため、カメラの位置、角度を選定し、第三者が一見して現場の状況を把握できるように撮影すること。

### 第3 現場写真記録の作成

警察署長（以下「署長」という。）は、次の対象事件の現場写真を作成したときは、現場写真記録を作成しなければならない。ただし、当該対象事件が埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）第31条に規定する捜査本部の開設を要する事件又はその他警察本部長が指定した事件に該当するときは、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が現場写真記録を作成しなければならない。

- (1) 騒乱、集団暴行、集団的公務執行妨害等のうち重要事件
- (2) 強盗殺人、殺人等のうち重要事件
- (3) 強盗傷人、強盗・強制性交等、集団強盗等のうち重要事件
- (4) 銃器、火薬類その他特殊手段による強盗、傷害等のうち重要事件
- (5) 特異又は重要な窃盗事件
- (6) 火災戸数が多数の放火又は連続放火及び特異手口による放火事件
- (7) 金融機関に対する強盗、放火等の重要事件

- (8) 官公庁、学校、重要文化財その他重要施設に対する放（失）火事件のうち重要事件
- (9) 銃器、火薬類又は重要文化財の強窃盗のうち重要事件
- (10) 公益事業等に対する悪質又は計画的な妨害事件
- (11) 公共的施設に関する破壊又は妨害事件のうち重要事件
- (12) その他犯罪鑑識上特に問題又は参考になると認める事件

一部改正〔平成6年第48号、7年第30号、12年第53号、29年第1322号〕

#### 第4 現場写真記録の整備、保管

- 1 鑑識課長及び署長は、現場写真記録を作成したときは、犯罪発生（発覚）年月日順に整備、保管するとともに規則様式第5号に定める現場写真記録処理簿によりその状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 現場写真記録は、判決の確定又は公訴時効の成立から1年間保存しなければならない。

一部改正〔平成12年第53号〕

#### 第5 現場写真記録の送付

鑑識課長は、現場写真記録を作成したときは、その写しを警察庁及び関東管区警察局に送付しなければならない。

一部改正〔平成12年第53号〕

#### 第6 現場写真等の集中処理

- 1 所属長（鑑識課長を除く。以下同じ。）は、現場写真、手配写真、鑑定写真その他の写真（以下「現場写真等」という。）について捜査上必要があると認めるときは、現場写真等集中処理依頼票（様式第1号）により鑑識課長に現場写真等の現像又は焼付けの集中処理を依頼することができる。
- 2 鑑識課長は、前記1により依頼を受け、現場写真等の現像又は焼付けの集中処理を行ったときは、現場写真等送付票（様式第2号）により、依頼をした所属長に当該写真及び原板を送付するものとする。ただし、捜査本部を設置した事件については、当該写真のみを送付し、原板は刑事部鑑識課において保管するものとする。

一部改正〔平成12年第53号〕

#### 第7 現場写真の原板の送付及び保管

- 1 署長は、現場写真記録を作成した現場写真の原板を、現場写真原板送付票（様式第3号）により鑑識課長に送付するものとする。

- 2 鑑識課長及び署長は、次表の区分により現場写真の原板を保管するとともに、現場写真原板保管簿（様式第4号）によりその状況を明らかにしておくものとする。

保管対象	保管期間	保管場所	保管責任者
現場写真記録を作成した事件 及び捜査本部を開設した事件	判決確定又は公訴 時効成立から1年	鑑識課	鑑識課長
その他の事件等	判決確定又は公訴 時効成立から1年	警察署	警察署長

- 3 署長は、保管期間を経過したときは、現場写真の原板を焼却等復元できない方法により廃棄するとともに、現場写真原板保管簿に廃棄年月日及びその方法を記載しておくものとする。

一部改正〔平成12年第53号、17年第280号・第1142号、25年第1155号〕

実施日

この例規通達は、平成2年4月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成7年5月31日埼例規第30号・刑総）

この例規通達は、平成7年6月1日から実施する。

実施日（平成12年7月28日埼例規第53号・総）

この例規通達は、平成12年8月1日から実施する。

実施日（平成17年4月7日鑑第280号）

この通達は、平成17年4月7日から実施する。

実施日（平成17年12月22日鑑第1142号）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

実施日（平成25年3月29日捜一第1155号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

実施日（平成29年8月3日刑総第1322号）

この通達は、平成 29 年 8 月 3 日から実施する。

【様式省略】